



土地連三役

不安と動揺の払拭を

沖繩政策協議会で意見陳述

沖繩政策協議会、基地跡地  
 利用・転用プロジェクト  
 チーム会議において、沖繩県  
 内米軍施設・区域の返還跡地  
 利用に係る課題等について、  
 特定の地域に偏るおとなく、  
 主会の立場から、沖繩県内全  
 域的に、という視座で、開行  
 からの招請に応じ、新設警会

長ら土地連役員四人が土着  
 平成九年十月三十一日午後  
 二時、総府三階、特別会議  
 室で開催された沖繩政策協議  
 会において、「米軍施設・区  
 域内の返還跡地利用に係る課  
 題」をテーマに、前半を会長  
 おいて意見陳述しました。  
 沖繩開発庁事務局  
 調査課長比佐一行氏が座長と  
 なり進行しましたが、冒頭に

本席には、副会長島山忠茂  
 理事花城清善、事務局長松茂  
 良典氏らが同席しましたが、意  
 見陳述後、比佐座長から、各  
 地域の地主を、特徴的に抱え  
 ている実情、問題点等であ  
 り聞かされた。その要望  
 がありました。それに対し  
 恩納村地主会長も長でもある  
 返還後の問題について、宣野  
 潤市地主会長の花城理事ら  
 らは、普天飛行場返還問題  
 について、その後の立場か  
 ら別掲のとおり意見が述べ  
 られました。(沖繩政策協議  
 会)【用語解説】参照

設置、通行施設、遊樂場等の基  
 地の構築を限なく進めて  
 いったのである。そのため  
 間から返還する、その地  
 域の地主を、特徴的に抱え  
 ている実情、問題点等であ  
 り聞かされた。その要望  
 がありました。それに対し  
 恩納村地主会長も長でもある  
 返還後の問題について、宣野  
 潤市地主会長の花城理事ら  
 らは、普天飛行場返還問題  
 について、その後の立場か  
 ら別掲のとおり意見が述べ  
 られました。(沖繩政策協議  
 会)【用語解説】参照

「沖繩現地で高等弁務官と沖  
 繩代表との折衝によって解  
 決する」との結論に達し、そ  
 の後の現地協議、新土地政策  
 の妥協によって、一応の成果  
 をおさめ、締結することにな  
 った。  
 さて、沖繩は昭和四十七年  
 五月十五日、本土復帰するこ  
 ととなり、二十七年間にわた  
 る米軍支配から開放されたこ  
 とになった。そして本土復帰  
 によって、米軍が軍用地使用  
 の法的根拠を失った。沖繩の  
 五〇〇〇〇の五九・七七に統高  
 金武町(一市町村)が二九・  
 五四、南部(八市町)を加え  
 た地域(六市町)が一・二二  
 となっており、その殆どが中  
 北部地域に集中していること  
 になる。  
 次に、米軍基地の所有形態  
 本土における米軍基地の九  
 〇％近くが国有地であるの  
 に対し、沖繩県の特徴は民地  
 の占める割合が大きいとい  
 うことである。国有地が三分  
 の一八、一四、一四・五、  
 公有地が三分の一(一八・一三  
 一七、九五・一七)の割合  
 合いになっている。その所有  
 形態には本土と大きな違いが  
 みられる。しかも、国有地の  
 八・八・五％が県内最大規模の  
 北部訓練場、施設に集中して  
 おお、北部訓練場を除いた始  
 めの施設が民有地で占めら  
 れていることである。  
 三番目、地主の構成につ  
 いて触れたい。これは、平成  
 八年度貸付料受領額を基に集

跡地利用に係る課題



新設警会長

私ども沖繩軍用地等地主  
 会連合会は、昭和二十八年六  
 月に設立され、現在、二六市  
 町村、二五地主会で構成され  
 た組織で、約一八、〇〇〇人  
 の地主が加入している。設立  
 以来、関係地主の財産権保護  
 を最大の目標に掲げて関係機  
 関への要請を行っていること  
 である。  
 さて、沖繩の米軍基地問題  
 は、一昨年の少女暴行事件以  
 来、全国的な世論となり、政  
 府等の対応が注目されている。  
 この度の沖繩政策協議会、基  
 地跡地の利・転用プロジェクト  
 チームも、その一つの表れ  
 であると理解しており、その  
 行方にも私関係地主も大きな  
 関心を持って注目しているこ  
 ところである。  
 さて、周知のとおり沖繩県

には全国米軍専用施設の約七  
 五％が集中している。県土面  
 積の約一％、人口の九〇％  
 が集中する沖繩本島において  
 は約〇％を占めており、他の  
 の都道府県では類をみない極  
 めて高密度の基地が存在し  
 ている。そのことから戦後沖  
 繩の復興、本土復帰後の三次  
 にわたる振興開発は少なから  
 ず影響を与えていることも周  
 知のとおりである。そして、  
 米軍基地に関わる事件、事故  
 が発生するたびに基地問題が  
 惹き立てられ、メディアが注  
 目を集中させている。私達関

係地主をはじめ、基地従業員  
 軍人軍属等手の企業が、基  
 地から受ける収入があること  
 が集約されている。沖繩県に  
 関しては、この収入が、確か  
 るに越したことはない。しか  
 しながら、この収入が、現在  
 揺るがすことになった場合  
 何の目的もなくなった。返還  
 には、自ずと不安が先行する  
 こととなる。従って、このよ  
 うな不安が解消されない限り、  
 沖繩の基地問題は解決されな  
 いていよう。跡地利用にお  
 いて関係地主の協力を離し  
 てはならないであろう。

「沖繩現地で高等弁務官と沖  
 繩代表との折衝によって解  
 決する」との結論に達し、そ  
 の後の現地協議、新土地政策  
 の妥協によって、一応の成果  
 をおさめ、締結することにな  
 った。  
 さて、沖繩は昭和四十七年  
 五月十五日、本土復帰するこ  
 ととなり、二十七年間にわた  
 る米軍支配から開放されたこ  
 とになった。そして本土復帰  
 によって、米軍が軍用地使用  
 の法的根拠を失った。沖繩の  
 五〇〇〇〇の五九・七七に統高  
 金武町(一市町村)が二九・  
 五四、南部(八市町)を加え  
 た地域(六市町)が一・二二  
 となっており、その殆どが中  
 北部地域に集中していること  
 になる。  
 次に、米軍基地の所有形態  
 本土における米軍基地の九  
 〇％近くが国有地であるの  
 に対し、沖繩県の特徴は民地  
 の占める割合が大きいとい  
 うことである。国有地が三分  
 の一八、一四、一四・五、  
 公有地が三分の一(一八・一三  
 一七、九五・一七)の割合  
 合いになっている。その所有  
 形態には本土と大きな違いが  
 みられる。しかも、国有地の  
 八・八・五％が県内最大規模の  
 北部訓練場、施設に集中して  
 おお、北部訓練場を除いた始  
 めの施設が民有地で占めら  
 れていることである。  
 三番目、地主の構成につ  
 いて触れたい。これは、平成  
 八年度貸付料受領額を基に集

強制接収による基地構築  
 基地問題の経緯と現状  
 沖繩米軍用地の特徴は、  
 上に事実上の終結を以てし  
 地上の結果、沖繩を占領し、地  
 主を排除し、その間に何らの手続  
 なく、全土を占領し、直接支配にお  
 ける米軍は、直ちに、住民を  
 各地に設置した収容所に強制  
 隔離し、その間、基地として  
 必要な地域を自由に確保した  
 うえ、飛行場の拡張をはじめ  
 住宅施設、港湾施設、倉庫施

設置、通行施設、遊樂場等の基  
 地の構築を限なく進めて  
 いったのである。そのため  
 間から返還する、その地  
 域の地主を、特徴的に抱え  
 ている実情、問題点等であ  
 り聞かされた。その要望  
 がありました。それに対し  
 恩納村地主会長も長でもある  
 返還後の問題について、宣野  
 潤市地主会長の花城理事ら  
 らは、普天飛行場返還問題  
 について、その後の立場か  
 ら別掲のとおり意見が述べ  
 られました。(沖繩政策協議  
 会)【用語解説】参照

「沖繩現地で高等弁務官と沖  
 繩代表との折衝によって解  
 決する」との結論に達し、そ  
 の後の現地協議、新土地政策  
 の妥協によって、一応の成果  
 をおさめ、締結することにな  
 った。  
 さて、沖繩は昭和四十七年  
 五月十五日、本土復帰するこ  
 ととなり、二十七年間にわた  
 る米軍支配から開放されたこ  
 とになった。そして本土復帰  
 によって、米軍が軍用地使用  
 の法的根拠を失った。沖繩の  
 五〇〇〇〇の五九・七七に統高  
 金武町(一市町村)が二九・  
 五四、南部(八市町)を加え  
 た地域(六市町)が一・二二  
 となっており、その殆どが中  
 北部地域に集中していること  
 になる。  
 次に、米軍基地の所有形態  
 本土における米軍基地の九  
 〇％近くが国有地であるの  
 に対し、沖繩県の特徴は民地  
 の占める割合が大きいとい  
 うことである。国有地が三分  
 の一八、一四、一四・五、  
 公有地が三分の一(一八・一三  
 一七、九五・一七)の割合  
 合いになっている。その所有  
 形態には本土と大きな違いが  
 みられる。しかも、国有地の  
 八・八・五％が県内最大規模の  
 北部訓練場、施設に集中して  
 おお、北部訓練場を除いた始  
 めの施設が民有地で占めら  
 れていることである。  
 三番目、地主の構成につ  
 いて触れたい。これは、平成  
 八年度貸付料受領額を基に集

**米軍基地の現状**

- 専用施設数 38施設
- 約23,500名
- 県土に占める割合 約11パーセント

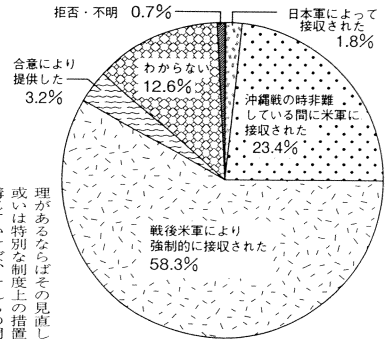
資料 平成八年三月末現在  
 界の基地対策までまとめた  
 いて触れたい。これは、平成  
 八年度貸付料受領額を基に集



# 跡地利用

# 政府の「やる気」が問題

問 あなたの土地が軍用地になった時の状況をお聞かせ下さい



跡地利用についての課題

■金城重正副会長  
跡地利用に関する問題点として、返還の状況、返還の在り方、地籍未確定地域、環境調査等の問題を挙げましたが、これらの物理的な問題、制度上の問題は、行政の対応や努力次第で十分克服可能である。これらは、跡地利用に困難な地域や部分返還を止め、返還する際は事前に関係地主の意見を反映させること、地籍未確定地域については、関係地主全員による集団が前提となっている現行法を見直すこと、環境調査等については、米軍が基地として使用している間に処理、解決しなければならない認識が立つて、現行法で無

から、生活根拠の転出入などにより、跡地利用に対する考えや意識は多種多様となっていることから、地主の合意形成が容易ではない。しかし、地主の合意形成は跡地利用を進める上で避けて通れない大きな問題である。今、このように、合意形成を容易にする方法が皆無に等しい。どうしても長期の期間を要することになる。それは、これらの合意形成期間を考慮に入れて、より具体的な返還時期、返還区域を明記した返還実施計画を早い時期に提示する以外にはない。次に財政上の問題、狭隘な県土の有効利用という観点から整理事業や土地改良事業等の公共事業を実施することによる、返還の位置や規模にかんじ、事業主体をどこに置くかという問題もあるだろう。私も土地連会に加入している地主を含めて約三〇〇人の地主が存在している。県内四七施設のうち、民有地が八〇％以上を占めている施設が二一施設あり、その殆どが中部地域に集中している。つまり、基地が返還されると最も重点的に開発整備されるべきであるというところから、民有地の占める割合も高いのである。地主の多さが跡地利用の障害になっているというのを挙げる人がいるが、跡地利用の問題は関係地主にとっても切実な問題である。確かに、地主の多さは跡地利用計画を進める上で手間のかかる仕事になるであろう。ましてや、地主が零細で多数存在していることに加え、相続等による世代交代、売買による他地域

からの参加、生活根拠の転出入などにより、跡地利用に対する考えや意識は多種多様となっていることから、地主の合意形成が容易ではない。しかし、地主の合意形成は跡地利用を進める上で避けて通れない大きな問題である。今、このように、合意形成を容易にする方法が皆無に等しい。どうしても長期の期間を要することになる。それは、これらの合意形成期間を考慮に入れて、より具体的な返還時期、返還区域を明記した返還実施計画を早い時期に提示する以外にはない。次に財政上の問題、狭隘な県土の有効利用という観点から整理事業や土地改良事業等の公共事業を実施することによる、返還の位置や規模にかんじ、事業主体をどこに置くかという問題もあるだろう。私も土地連会に加入している地主を含めて約三〇〇人の地主が存在している。県内四七施設のうち、民有地が八〇％以上を占めている施設が二一施設あり、その殆どが中部地域に集中している。つまり、基地が返還されると最も重点的に開発整備されるべきであるというところから、民有地の占める割合も高いのである。地主の多さが跡地利用の障害になっているというのを挙げる人がいるが、跡地利用の問題は関係地主にとっても切実な問題である。確かに、地主の多さは跡地利用計画を進める上で手間のかかる仕事になるであろう。ましてや、地主が零細で多数存在していることに加え、相続等による世代交代、売買による他地域

からの参加、生活根拠の転出入などにより、跡地利用に対する考えや意識は多種多様となっていることから、地主の合意形成が容易ではない。しかし、地主の合意形成は跡地利用を進める上で避けて通れない大きな問題である。今、このように、合意形成を容易にする方法が皆無に等しい。どうしても長期の期間を要することになる。それは、これらの合意形成期間を考慮に入れて、より具体的な返還時期、返還区域を明記した返還実施計画を早い時期に提示する以外にはない。次に財政上の問題、狭隘な県土の有効利用という観点から整理事業や土地改良事業等の公共事業を実施することによる、返還の位置や規模にかんじ、事業主体をどこに置くかという問題もあるだろう。私も土地連会に加入している地主を含めて約三〇〇人の地主が存在している。県内四七施設のうち、民有地が八〇％以上を占めている施設が二一施設あり、その殆どが中部地域に集中している。つまり、基地が返還されると最も重点的に開発整備されるべきであるというところから、民有地の占める割合も高いのである。地主の多さが跡地利用の障害になっているというのを挙げる人がいるが、跡地利用の問題は関係地主にとっても切実な問題である。確かに、地主の多さは跡地利用計画を進める上で手間のかかる仕事になるであろう。ましてや、地主が零細で多数存在していることに加え、相続等による世代交代、売買による他地域

## △第2PT 基地跡地の利・転用プロジェクトチーム

- 内閣官房、大蔵省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省、防衛庁、沖縄開発庁、国土庁、沖縄県プロジェクト名
- ①普天間飛行場返還跡地整備に関する調査
- ②普天間飛行場以外の米軍施設・区域返還跡地整備に関する調査
- ③米軍施設・区域返還跡地整備に関する制度・手法の研究
- ④米軍施設・区域返還跡地整備推進のための組織の整備

## △沖縄政策協議会「基地跡地利用」プロジェクトチーム

- 大蔵省理財局国有財産第二課特別財産室 課長補佐 織谷正郎 事務官 前田昌彦
- 文化庁文化財保護部記念物課 係長 大川真二
- 農林水産省構造改善局地城計画課 係長 島井健太郎
- 通商産業省地域産業振興室 係長 福崎 隆
- 建設省建設経済局事業統括調整室 調整官 横山 隆
- 建設省都市局まちづくり事業推進室 課長補佐 木下 也
- 自治省大臣官房企画室 係長 野村謙一郎
- 防衛施設庁施設部施設取得第一課 課長 佐伯 恵通
- 調査専門官 齋藤政治 係長 斎藤克也
- 国土庁計画・整備局総務課 係長 高木雅一
- 沖縄開発庁総務局調査金融課 課長 比沢一行
- 沖縄開発庁総務局企画課 係長 栗澤 均
- 専門官 若山泰一 係長 栗澤 均
- 沖縄開発庁振興局振興第一課 課長補佐 白川清春 専門官 稲野 茂
- 沖縄開発庁振興局振興第二課 専門官 宮崎友三郎 専門官 阿武隆弘
- 沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課 課長 新越正守 専門官 天久光雄
- 内閣官房内閣内政審議室沖縄問題担当室 内閣事務官 舘田村 達
- 沖縄県企画開発国際部形成推進室 副参事 府本健司 主幹 新垣和秀
- 主査 王城昌常 東京分室副参事 富原 晃
- 沖縄県土木建築部都市計画課 主任技師 神田 蒙
- 株式会社三菱総合研究所 研究員 井上 祐二

## むすび

私も土地連会には、日本安売条約並みの地位認定を、米軍用地の提供を否定するものではない。戦後の米軍

## PCBB問題決着

急かされる跡地利用  
恩納通信所は、平成七年十一月三十日に返還されました。ところが平成八年三月に汚泥処理槽内の汚泥からカドミウム、水銀、PCBB等の有害物質が検出されたのです。恩納村ではその処理につ

われない。仮に、その一部を負担すると、年間総算をそっくり引き込めなければならない。年間総算の割を分けて負担するにしても十年はかかる。それでも財源が足りない。その負担が巨額であり、その負担は容易でない。必然的に跡地利用の事業が長びくことになり、「遊休化」が長期化して、祖先伝来の土地が米軍が使用するのままで、私もはこれまでもいろいろな面で不利益を被ってきた。旧ソ連の解体、東西ドイツの統一など、かつての冷戦構造が崩壊した。今、駐留米軍の整理縮小も進められ、県内においても基地返還とそれに伴う跡地の有効利用問題が政治的、経済的、社会的な課題として論じられるようになった。しかしながら、これまでも不利益を被ってきた関係地主に、そのことによって、それ以上の利益を手えなくてはならない。関係地主にとって、返還軍用地の跡地利用問題は切実な問題である。跡地利用によって、返還した土地が地主自身が積極的に計画するべきである。とか、「自分

の土地は自分で利用する」という批判や声がある。だからといって単純にそのように考えていいのだろうか。関係地主は跡地利用に精通した専門知識もなければ、それに係る財源も負担できない。しかもそれ以上に、関係地主が、必要なら、かかる費用と認識し、その利益のみを考慮して、勝手気儘に利用すればいいというわけにはいかない。何よりも狭い県土において、跡地の利用如何が県全体の発展に必要とするならば、私も必要とする。それならば、基地返還、返還跡地の利・転用について、施業利用問題は県や市町村の対応が必要であるが、やはり、跡地利用がうまくいかどうかに頼りつつある。

政府の積極的なやる気が、如何にかかっている。政府にそういう気持ちが高まること、車庫特措法第七条では、国は、所有者の請求により、土地を原状に回復する措置を講ずるものと規定されているにもかかわらず、物事の撤去が行われないうまま返還された。深刻な事態である連合会や恩納村長では、国や県に対して、駐留米軍基地の返還に際しては、①環境影響調査等の実施の原状回復措置の基②原状回復措置の義務化③原状回復措置の明文化等について強く申し入れました。

そして平成九年十二月、那覇防衛施設部施設部長・恩納村長との間で確認書が交わされ、PCBB汚染土等の除去が実現し、一時的な確認書の内容は、一、那覇防衛施設部がPCBBを含んだ汚泥を航空自衛隊恩納分屯基地内で一時保管することについては、一時保管期間内において、一時保管した上で責任をもって管理し、同基地内において、時保管する。二、同基地内で一時保管するPCBBを含んだ汚泥については、PCBBの処理方法が確立された段階で、那覇防衛施設部が速やかに処理計画を立てて適切に処理することとなる。三、同基地内で一時保管するPCBBを含んだ汚泥は、旧恩納通信所から搬出されたものに限り、汚泥以外は一切持込さないこととなる。となっています。

恩納村では、今回のPCBB除去により、跡地利用計画策定に弾みがつくものと大いに期待されています。



花城 清善  
軍用地等地主会長  
宜野湾市

# 軍用地当は訴えま

## 普天間

## 恩納

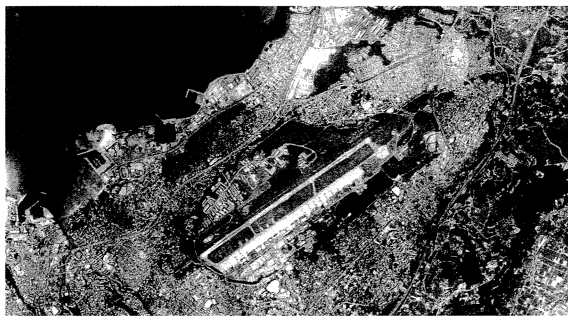
恩納村  
軍用地地主会長  
當山 忠茂



# 47億円地代相当を生む事業を

昨年四月、橋本総理とモンテール大使の記者会見で、普天間飛行場を今後五年から七年以内に返還することを合意したとの話を聞き、我々会員は余りの驚きに気が動転し、不安と不信感で一杯だった。

ここで言う不安とは、軍用地料を生活の糧として生かすに、いかに返還を言われて代わりの受け皿を何処に求めたか、というところにある。また、不信感とは、今まで契約を結んできた我々に対する



SACO最終報告で移設条件が付され返還合意された普天間飛行場。第1海兵航空団の配下にあるヘリコプターを主とする航空部隊の第36海兵航空群ほか2群が駐屯している。

# 「軍転特措法」の見直しを

当村には、平成七年十一月返還となる旧恩納通信所が所在している。返還に当たっての最大の関心は、同年六月に制定された駐留軍用地返還特別措置法、いわゆる「軍転特措法」が、適用第1号である恩納通信所について適用されるのか、ということである。同法では、返還から三年間は返還給付金が支給されることになっている。大

多数の地権者は、土地の上にある物を全て撤去し、原状回復が必要となるが、これに必要期間は三年の中に含まれるというのである。そこで問題となるのは、四十年も米軍が使用し続けてきた基地からは、返還になった場合、何が出てくるのか全く判らないということである。現実、旧恩納通信所の跡地が、

一方、地権者は跡地利用検討推進委員会(仮称)を設け、利用プログラムを全国に募集すること。本土の大手企業が、を中心とした八グループが名乗り出ていて、有青物見えないという。何の時期にか始まっていくことになる。返還が既に至近く、

# 意見陳述

## 10・31「基地跡地の利・転用」プロジェクト

し、全面返還の件については、契約当事者である国からは一切何も相談がなかったことである。国側は「県の要請に基づき決定した」と言っているが、その県からは、後はこうするから」という説明は一切なかった。

当地主会では、平成五年に調査を対象としたアンケートを調査したのが、七十%の会員は、返還を希望しない、という回答を寄せた。反対する最大の理由は、過去の事例から見て、返還から跡利用出来るまでに長期間を要しているという制度面の現状に

平成八年一月には、宜野湾市長宛に「跡地利用計画が定まらない状態で即時返還返還には反対である」と言明したところ、同月末、県はいきなり、普天間飛行場の〇〇一年までの返還を盛り込んだ「基地返還アクションプログラム」なるものを発表したが、この段階で我々としては、二千人余りの会員に事前相談もなし、県は国に何故それのような要請をされる理屈も不明な要請を、県に理由を踏まえて、同年二月、県による理由を踏まえて、跡利用についての展望を話し、結局、県からは納得できなかった。

経過しており、本年十一月には返還給付金の支給期間三年も切れてしまっている。その意味で、この制度は非常に厄介な内容であり、特に県に対してお願いしているが、基地の早期返還を国が求めるならば、この制度の見直しを望んでいる。保管場所が見つかるまで土地の返還は待ってほしいとのことだった。

一方、地権者は跡地利用検討推進委員会(仮称)を設け、利用プログラムを全国に募集すること。本土の大手企業が、を中心とした八グループが名乗り出ていて、有青物見えないという。何の時期にか始まっていくことになる。返還が既に至近く、

市心臓部、以前からの旧部落だったところで、文化財の類が、宜野湾市の調査も既に二十四ヶ所出ている。これらも事前に調査して頂き、跡地利用の支障にならないようにすべきである。これらの作業が全て完了した時点で、我々が考える「返還」であり、徹底した調査是非はお願いしたい。

また、現にそこに二千人の地権者がおり、年間四十七億円の地代が入ってくるというのを念頭に置いて計画してもらわなければならない。その四十七億円の殆どは地権者の生活費であり、繰り込まれる税金で、地権者の合意形成は得られない。跡地利用には、基礎整備だけで二千五百億円

超えてしまうような場合、その間の地権者の生活はどうなるのか、このように問題意識のために、政府における課題の検討が不可欠である。

例えば、返還後の危険物等の問題について申し出て、何故提供中に事前調査を行い、返還前に発見できないのか、通常の建物などは日本国政府が撤去するのは仕方ないとしても、国内で処理できないような危険物はアメリカ側で返還前に十分調査、処理してはならない。現に、恩納通信所はこの問題で跡地利用に金銭着手できない状況となっている。これらの実情を踏まえ、関係省庁におかれては、諸方の課題の整理・検収を真剣に行って頂くよう、切にお願いする。

権者の意向を全く考えないで、そういうふうな決められたことなのだ、この跡地利用に関して、我々が何も心配することはないような状態にして、ということ、県も国も考えていない、というのが今の普天間飛行場地権者の総意である。

SACO合意に対する地主の不安、不信は非常に大きい。キャン・瑞慶庵の傾斜地部分などは、米軍でさえも住宅が建てられなかった場所であり、そのような利用不可能な土地を一方的に返還するという国米軍のやり方は、どう考えても理解できないというのが地主の偽らざる声である。このいずれに、この不安を私試する意味からも、跡地利用に関する国の真摯な検討をお願いしたい。

# 人材育成に役立てて

平成九年三月三十一日現在の  
融資金融制度は、共済会の  
融資金額は、一九九四年、約  
一〇億九〇〇万円となっ  
ています。最近五年間の推移  
をみると下記の表のように  
なっています。

共済会事務局では、会員が  
より利用しやすい制度とする  
ために、これまでも随時貸付  
限度・移行するなどの措置を  
講じてきました。さらに今回  
は、融資対象者について緩和

## 融資対象者を緩和

### 式部(三)に「貸付」便利に

平成九年三月三十一日現在の  
融資金額は、一九九四年、約  
一〇億九〇〇万円となっ  
ています。最近五年間の推移  
をみると下記の表のように  
なっています。

共済会事務局では、会員が  
より利用しやすい制度とする  
ために、これまでも随時貸付  
限度・移行するなどの措置を  
講じてきました。さらに今回  
は、融資対象者について緩和

## 各校大学に活用

平成十年二月二十日午後  
新城市長ら土地連三役は、東  
江市長を名義大学(学長、東江  
康治)を訪れ、「名義大学教  
育研究奨励基金」に百五十万  
円を寄附しました。

贈呈式は午後二時三十分、  
学長室で東江学長はじめ  
酒名波菜喜国際学部長、垣花  
展勇総務部参事外多数の職員  
を前にして行われました。東  
江学長は、「沖繩県軍用地等  
地主連合会の皆さん、理解  
と厚意に感謝します。」と  
あいさつを述べ、本県の振興  
開発等を担う多様な人材を育  
成するために有効に活用さ  
せていただきます。」と語り  
ました。

当軍用地等地主連合会  
は、地権振興に貢献し、国際  
舞台で活躍できる創造豊かな  
人材の育成を目標に、関係  
先への寄附金を検討してきま

共有者を救済することによ  
した。それによる対象者の数  
は約二千人となっています。

共済会融資金残高表(年度別) (単位:千円)

年度	件数	融資金残高
平成4年度	1,986	8,118,464
平成5年度	1,979	7,908,987
平成6年度	1,653	7,667,947
平成7年度	1,752	9,004,242
平成8年度	1,924	10,196,932

相談窓口の開設  
会員みなさんへのサービス  
の向上を、層強化するために  
相談窓口を開設しました。

本制度の内容や金融機関の  
調整等全般についてのご相談  
を受けたい。お気軽に相談  
下さい。

相談窓口  
沖繩県軍用地等地主連合  
会(通称)土地連 内  
相談担当者  
新川正弘 共済係  
電話番号  
868-6270

総会開催日時決定  
平成十年二月二日に開催さ  
れた十年定期総会(第五十八  
回定期総会)の開催日時が、  
次のとおり決定しました。

日時:三月十七日(金)  
午後二時  
場所:沖繩県青年会館

なお、本総会では、任期満  
了に伴う総会及び監事の改選  
も行われることとなります。  
そのため、一月十六日(北都地  
区)、二月十八日(中部地区)、二  
月二十日(南都地区)、それぞ  
れ地区別代表委員会が開催され  
ました。

ヒューマンライズ公益法人会計システム

**HUMAN RISE**

700人を超える購入実績 (平成9年4月現在)

信頼に応える  
コンピュータシステム

豊富な操作性  
豊富な子エック機能

当土地連合会では、新会計  
年度(平成十年四月)から、  
「ヒューマンライズ」公益  
法人会計システムを導入する  
ことになりました。同会計シ  
ステムを効果的に利用し、正  
しい会計処理を行うためには、  
職員の研修を積み、公益法人  
会計に精通した顧問税理士等  
の指導を受けることにある  
ことは言うまでもありません。  
公益法人会計システム導入の  
効果があることを期待す  
ます。予算・予備費使用・科目  
目録・全年度にわたる科目目  
録に全て対応

公益法人会計の目的

公益法人は、会員から会費  
として受け入れた資金を投  
じて運用した固定資産等に関  
わることが可能  
・収益の何れも、損益によ  
らず、正味財産増減計算書はフ  
ロント・ストップ式のど  
ちも対応可能  
・という中で、コンピュータ  
操作に慣れない中でも、  
簡単に且正確に処理が進む  
よう最大限の工夫が施されて  
います。

また、公益法人は営利を  
求めないといはいても、設立  
目的の実現に向かつて公益的  
事業を遂行することは、同時  
に経済活動を行うことでもあ  
るといえます。月々に入件費  
を支払うことも、日々の諸経  
費も、固定資産を賙せ、  
会費収入・事業収入、国から  
受ける補助金収入も、すべて  
経済活動であるといえるわけ  
です。このように、公益法人  
は、経済活動によって営利追  
求を目的とするものではない  
とされています。その本来の目的  
達成のための公益事業を行う手  
段として、経済活動は欠くこ  
とのできない要件です。

従って、この経済活動が適  
切、かつ合理的に運営されな  
ければ事業活動も際をきた  
すばかりでなく、財政的に破  
綻を招いてしまいかねません  
ので、そこで、経済活動  
を適切、かつ合理的に運営す  
るための資料として会計は必  
要とされるわけです。つまり、  
会計に精通している、財政  
的に赤字になつた場合  
があり、それが、どこかどう財  
政的に悪いか、またどうす  
ればよいのかというところは  
計がしっかりしている、会計  
担当者それぞれに精通してい  
れば解決される問題です。

以上のように考え、  
公益法人会計は次の目的を達  
成するものでなければなりません。

- ①公益法人の所有する財産の  
状態を明らかにすること
- ②公益法人の採算状況  
を明らかにすること
- ③公益法人の公益活動の計  
画結果を明らかにすること

そこで、①のために資金  
項目の現在高を把握し、貸借  
対照表や財産目録の作成必  
要となります。次に、②のため  
には収支計算および正味財産  
増減計算を行うことが必要と  
されています。③のためには、  
収支計算と収支実績の計を  
行うことが必要としていま  
す。今日、公益法人会計は  
主務官庁の監督手段としてた  
けにとどまらず、公益法人  
を取り巻く多くの関係者への財  
務情報の提供を行うことが求  
められています。

公益法人会計基準  
一般原則

公益法人は、次に掲げる原  
則に従って、収支計算書、会  
計帳簿及び計算書類、収支計  
算書、正味財産増減計算書、  
貸借対照表及び財産目録を  
作成し、これを提出しなければ  
なりません。

- (1)収入及び支出は、予算に基づ  
て行われなければならない。
- (2)会計帳簿は、複式簿記の原  
則に従って正しく記載さ  
なければならない。
- (3)計算書類は、会計帳簿に基  
づいて収支及び支出及び内  
容の状況を明らかに表示するも  
のとななければならない。
- (4)会計処理の原則及び手続き  
は、毎事業年度これを継続  
して適用し、みだりに変更  
してはならない。

以上から見て、予算管理の  
原則は企業会計の基準にはな  
く、公益法人会計のみに掲げ  
られ、資本と損益の区別が明  
確は、逆に企業会計のみに掲  
げられています。

和やかに  
新年交歓会

平成十年二月二日午後六時  
から、恒例の新年交歓会が那  
覇市久米の沖繩県青年会館で  
催されました。

会場には、当軍用地等地主  
連合会役員・顧問はじめ、  
各市町村地区の正副会長及び  
各事務職員、さらに、那覇防  
衛施設局管理職と約百人が  
出席しました。

新副会長から、主催者を代  
表しての挨拶のあと、出席者  
を代表して嶋口武彦那覇防衛  
施設局長が挨拶を行いました。  
続いて、金城副会長の音  
頭で乾杯。その後は、懇談  
会、カラオケ大会等がかな勢  
気の中で親睦を深めました。

和やかに  
新年交歓会

平成十年二月二日午後六時  
から、恒例の新年交歓会が那  
覇市久米の沖繩県青年会館で  
催されました。

会場には、当軍用地等地主  
連合会役員・顧問はじめ、  
各市町村地区の正副会長及び  
各事務職員、さらに、那覇防  
衛施設局管理職と約百人が  
出席しました。

新副会長から、主催者を代  
表しての挨拶のあと、出席者  
を代表して嶋口武彦那覇防衛  
施設局長が挨拶を行いました。  
続いて、金城副会長の音  
頭で乾杯。その後は、懇談  
会、カラオケ大会等がかな勢  
気の中で親睦を深めました。